学校番号　０１５
千葉県立幕張総合高等学校

千葉県立幕張総合高等学校

いじめ防止基本方針

１　いじめ防止基本方針の策定
２　いじめの定義
３　基本理念
４　いじめの禁止
５　学校及び本校職員の責務
６　学校におけるいじめの防止
７　いじめ防止等のための資質向上
８　いじめの早期発見のための措置
９　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
10　いじめ防止等に関する構成
11　いじめに対する措置
12　懲戒・特別指導
13　重大事態への対応
14　公表
15　学校評価

千葉県立幕張総合高等学校いじめ防止基本方針

1　いじめ防止基本方針の策定

千葉県立幕張総合高等学校いじめ防止基本方針（以下，「基本方針」という。）は，いじめ防止対策推進法（以下，「法」という。）に基づき，本校における「いじめの防止」，「いじめの早期発見」及び「いじめへの対応」（以下，「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や，具体的な対応及びそれらを実施するための校内組織体制について定める。

2　いじめの定義

基本方針における「いじめ」を法を踏まえて，いじめを次のとおり定義する。

「いじめ」とは，生徒に対して，当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な攻撃を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった生徒が精神的な苦痛を感じているものをいう。

〈いじめの具体的な態様〉

・冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
・仲間はずれ，集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる等。

これらの「いじめ」の中に，生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる，いわゆる犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものについては，直ちに警察へ通報，又は相談するなど警察との十分な連携を図ることとする。ただし，この場合においては被害者の意向の確認等十分な教育的配慮を行う。

3　基本理念

いじめ防止等のための対策は，いじめがすべての生徒に関係する問題であることに鑑み，生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめ防止等のための対策は，すべての生徒がいじめを行わず，及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため，いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行わなければならない。

いじめ防止等のための対策は，いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

4　いじめの禁止

生徒は，いじめを行ってはならない。

5　学校及び本校教職員の責務

学校及び教職員は，基本理念に則り，生徒の保護者，地域住民，児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに，生徒がいじめを受けていると思われるときは，適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

学校及び教職員は，いじめ問題の対応に当たり，正確に丁寧な説明を行い，隠蔽や虚偽の説明を行わない。

6　学校におけるいじめの防止

学校は，いじめはどの学校でも，どの生徒にも起こりうるという認識の下，すべての生徒を対象に，いじめに向かわせないため未然防止に取り組む。

未然防止の基本は，すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるようにすることであり，教職員は，以下の点に留意し，教育活動を行う。
（１）居場所づくりや絆づくりを通し，すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより，互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。
（２）いじめ防止に関する講演，道徳教育，いのちを大切にするキャンペーン等を計画的，組織的に実施し，豊かな情操と道徳心を培う。
（３）心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団作りを行う。
（４）不満やストレス（交友関係や学習，進路，家庭の悩み等）があっても，いじめに向かうのではなく，運動や読書などで的確に発散できる力を育む。
（５）生徒が学校で過ごす時間の中で一番長い授業時間が生徒のストレスにならないよう，自己有用感を高める「わかる授業」を展開する。
（６）教職員の言動が生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう，また，過度の競争意識や勝利至上主義が生徒のストレスを高め，いじめを誘発することがないよう，指導のあり方に細心の注意を払う。

学校は，いじめを防止するため，保護者，地域住民その他の関係者との連携を図りつつ，いじめの防止に資する活動であって生徒が自主的に行うものに対する支援，生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発，その他必要な措置を講ずる。

（１）生徒の活動への支援
　学校は，生徒の自主的な活動（いじめ撲滅キャンペーン，いじめゼロ宣言，生徒会の活動，生徒からの提案等）を支援する。
（２）生徒・保護者・教職員への啓発
　学校は，以下の機会を通し，「いじめ防止」の重要性を深く認識させるための啓発その他必要な措置を講ずる。また，いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には，学校として警察に相談・通報を行うことを，あらかじめ保護者などに対して周知しておく。
　①生　徒：総合的学習の時間，集会，クラスのＳＨＲ・ＬＨＲ等
　②保護者：入学許可候補者説明会，ＰＴＡ行事（ＰＴＡ総会等），保護者面談等
　③教職員：職員研修（校外・校内）

7　いじめ防止等のための資質向上

学校は，教職員に対し，いじめ防止等のための対策に関する研修の実施，その他のいじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。研修には心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し，また独立行政法人教職員支援機構や教育委員会とも連携し，教職員研修の充実を図る。

職員研修を通し，学校の「安全配慮義務・安全保持義務」（以下の６つ）を学ぶ
（１）学校側の一般的注意義務
（２）「いじめ」の本質を理解する義務
（３）生徒の動静把握義務
（４）実態調査義務・「いじめ」の全容解明努力義務
（５）「いじめ」防止措置義務
（６）保護者に対する報告義務・保護者との協議義務

8　いじめの早期発見のための措置

学校は，いじめを早期に発見するため，生徒に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずる。いじめを発見した場合には，担任，学年主任，生徒指導主事を通し，管理職に報告する。

教職員は，いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し，以下の方法でいじめの認知及び実態把握に取り組む。なお，教職員は認知漏れのないよう情報共有に努める。担任は，スクールカウンセラーや養護教諭との連携に努める。

（１）生徒：定期的なアンケート調査（原則として年３回実施。質問事項にインターネットを通じたいじめを含む。話す勇気や学校内外のいじめ相談窓口を明記する。また，実施方法についての留意事項は別に定める。），日常の生徒観察，個別面談，いじめ相談等
（２）保護者：保護者面談，保護者宛いじめ相談案内（いじめ相談窓口・電話番号を明記する。）等
（３）その他：外部機関等からの情報提供等

１）校外

千葉県子どもと親のサポートセンター	TEL ０１２０（４１５）４４６
子どもの人権１１０番（千葉地方法務局内）	TEL ０１２０（００７）１１０
ヤングテレホン（千葉県警察少年センター）	TEL ０１２０（７８３）４９７
２４時間いじめ相談ダイヤル	TEL ０５７０（０）７８３１０
千葉いのちの電話	TEL ０４３（２２７）３９００

２）校内
相談窓口：担任，養護教諭，スクールカウンセラー，教育相談係
相談場所：相談室（１棟１階）
普通科 TEL ０４３（２１１）６３１１
看護科 TEL ０４３（２７２）７７１１

学校は，生徒及び保護者並びに教職員がいじめにかかる相談を行うことができる体制（「相談体制」という。）を整備する。

9　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

学校は，生徒及びその保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を行う。

ネットいじめ防止の啓発は，情報の授業や総合的学習の時間，集会，クラスのＳＨＲ・ＬＨＲ等の機会を通し行う。また，ネットいじめはネットパトロール等からの情報提供以外に，生徒指導部も調査し，把握に努める。

10　いじめ防止等に関する構成

学校内での，いじめ防止等に関する構成は以下のとおりである。

１）日常のいじめ等
　校長，副校長，教頭，生徒指導主事，学年主任，担任，いじめ問題班
２）日常の情報収集と記録，いじめアンケート作成，調査・分析等協議
　いじめ問題班
３）基本方針に基づく取り組み，基本方針の点検・見直し
　校長，副校長，教頭，生徒指導主事，いじめ問題班

※いじめ問題班（教頭，生徒指導部１名，保健指導部２名，看護指導部１名，専攻科１名，各学年１名）

11　いじめに対する措置

学校は，いじめの通報を受けたときその他生徒がいじめを受けていると思われたときは，速やかに，生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，いじめの事実が確認された場合，その結果を県教育委員会に報告する。

１）いじめを発見または通報を受けた後の対応
　①連絡・報告
　　発見者または通報を受けた者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→副校長→校長
　②いじめ問題班の招集
　　事実の有無の確認方法の協議
　③いじめ事実の有無の確認
　　いじめを受けた（受けていると思われている）生徒への聴き取り（担任・学年主任）。
　　いじめを行っている（行っていると思われている）生徒への聴き取り（当該学年職員・生徒指導部）。
　④いじめ問題班の招集
　　事実の有無の判断，認定後の支援・助言等の協議
　⑤県にいじめ事実の確認結果を報告
　⑥いじめを受けた生徒・保護者，いじめを行った生徒・保護者へ調査結果を通知
２）いじめを受けた生徒への聴き取りの際の留意点
　①「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど自尊感情を高めるよう留意する。
　②複数の教職員が生徒の心情を理解した上で聴取する。聴取後，すべての記録を保存する。
３）いじめを行った生徒や周囲の生徒への聴き取りの際の留意点
　①複数の教職員が聴取時間や聴取場所，休憩，食事時間等を考慮し，聴取する。また，暴言や威圧等の不適切な聴取は行わない。聴取後，すべての記録を保存する。
　②いじめを行った生徒が，いじめを受けた生徒や通報した生徒に物理的・精神的な圧力を加えないよう指導する。また，そのようなことがないか，生徒から情報を収集し確認する。

学校は，いじめがあったことを確認した場合は，いじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，いじめを受けた生徒またはその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行う。保護者との信頼関係を築くことが困難な場合などには，スクールロイヤーやスクールサポーター等を状況に応じて活用する。

１）いじめを受けた生徒またはその保護者に対する支援
　①生徒に対し，徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また，今後の対応について説明し，不安を除去するよう努める。
　②保護者にその日のうちに事実関係を伝え，生徒を徹底して守り抜くことを伝えるとともに，学校の今後の対応について合意形成を図る。
　③事態の状況に応じて，複数の教職員で生徒の見守りを行うなど，いじめを受けた生徒の

安全を確保するよう努める。
④いじめを受けた生徒にとって信頼できる人と連携し，いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制を作る。
⑤状況に応じて，心理や福祉の専門家など外部専門家の協力を得る。
⑥いじめが解決したと思われる場合でも，継続して十分な注意を払い，折に触れ必要な支援を行う。
⑦いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
２）いじめを行った生徒に対する指導またはその保護者に対する助言
①複数の職員が連携し，必要に応じて，心理や福祉の専門家など外部専門家の協力を得て，組織的に，いじめをやめさせ，その再発を防止する措置を取る。
②事実関係聴取後，把握した事実に基づき，指導により反省を促す必要があることを保護者に丁寧に説明する。保護者の理解や納得を得た上，学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに，保護者に対する継続的な助言を行う。
③いじめた生徒への指導に当たっては，いじめは人格を傷つけ，生命，身体または財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させる。
④いじめた生徒が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，生徒の安心・安全，健全な人格の発達に配慮する。また，生徒の個人情報等，プライバシーには十分に留意する。
⑤必要に応じて，いじめた生徒を別室において指導するなど，いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
⑥いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は，法務少年支援センターや所轄警察署等とも連携し，毅然とした対応をする。
３）いじめが起きた集団への働きかけ
①見て見ぬふりをする生徒（傍観者）には，自分の問題として捉えさせる。また，いじめを止めさせることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
②はやしたてる生徒（観衆）には，それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。
③学級全体では，話し合いなどにより，いじめは絶対に許されない行為で，根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。すべての生徒が，集団の一員として，互いを尊重し，認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進める。

学校は，教職員が支援または指導もしくは助言を行うに当たっては，いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう，いじめの事案にかかる情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。

12　懲戒・特別指導

学校は，生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは，懲戒または特別指導を加える。このことは事前に保護者に周知する。

13　重大事態への対応

いじめの中でも，生徒の生命等に被害が生じるような重大な事態については，その対応等について，次のとおり定める。

１）「重大事態」の定義
基本方針では，いじめの「重大事態」を，法に基づいて，次のとおり定義する。
①いじめにより生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
②いじめにより生徒が相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
③生徒や保護者から，いじめにより生徒が上記①もしくは②にいう重大な事態に至ったという申し出があったとき。
２）具体的な対応
重大事態が発生した場合には，ただちに当該事案の概要について県教育委員会に報告するとともに，被害生徒を守ることを最優先として，被害を最小限に抑えるため，迅速に次の対応を講じる。

①事案解決に向けた対応
（ア）情報の収集と事実の整理・記録
（イ）教育委員会及び警察等関係機関との連携
（ウ）関係保護者，ＰＴＡ役員及び同窓会等との連携
（エ）関係生徒への指導
（オ）全校生徒への指導
②説明責任の実行
（ア）被害生徒とその保護者に対する情報提供
（イ）全保護者への情報提供
（ウ）マスコミ等報道関係への対応
③再発防止に向けた取り組み
（ア）事案の背景・課題の整理
（イ）取組の見直し，改善策の検討・策定及び実施

14　公表

学校は，いじめ防止の取り組みを理解してもらうため，基本方針をＨＰで公表する。

15　学校評価

学校は，毎年，本基本方針およびいじめ防止の取り組みについて自己評価並びに学校関係者評価を適正に行い，また，必要に応じてそれらの見直しを行う。

附則

施行期日
①この基本方針は，平成２７年４月１日から施行する。

②２０１８年(平成３０年）２月改訂
③２０２２年（令和４年）３月改訂
④２０２３年（令和５年）３月改訂